

国立国会図書館に設置する児童書等の利用に係る施設に関する調査会答申

(平成7年11月17日)

国立国会図書館長  
緒方 信一郎 殿

国立国会図書館に設置する児童書等の利用に係る施設に関する調査会会長 栗原 均

諮問「国立国会図書館支部上野図書館に児童書等を一般公衆の利用に供するための施設を設置すること並びに当該施設の組織、運営等及び当該施設の所管すべき児童書等に関する基本的事項について」に対する答申について

平成7年7月4日付標記諮問について、当調査会では慎重に審議してまいりましたが、別紙のとおり結論を得ましたので、答申いたします。

目次  
(省略)

はじめに

数万年前に人類は ことば という音声言語を使うようになり、「声の文化」を獲得した。さらに約4千年以前に文字を発明して、偉大な「文字の文化」を創造した。そして約5百年前に活字と印刷術とを開発して、「書物の文明」をめざましく発展させた。現在はさらに新しいメディアによるリテラシーの文化を切り拓こうとしている。

このことは人間の成長についてもあてはまる。人間は胎児から乳児期にまず耳で ことば に接し、やがて話す力を養って「声の文化」を獲得する。さらに成長とともに読む、書くという画期的な能力をえて、「文字の文化」を身につける。その延長線上にいま、われわれは、マルチメディアの技術を活用して、新

しい文化・文明を開拓できるか否かの重大な試練に立たされている。まさに現代こそ『試練に立つ文明』のときである。

人類発展の歴史と人間の成長の歴史の重なりあう中で、「声の文化」と「文字の文化」そして「書物の文明」のつながりの意味と内容とを、いまこそあらためて問い直し、この貴重な人類の歴史とその成果である文化財を永久に保存し、さらにそれを検証、評価して、次の世代へ正しく確実に継承することは、われわれに課せられた責務である。

我が国の「本の文化」は、世界的にみてもきわめて価値の高いものと考えられるが、中でも子どもの本の文化の歴史は、ヨーロッパや中国などと比較してみても優るとも劣らぬものであることは、歴史的資料からも実証されることである。近世までの豊かな積み重ねの上に、さらに近代以後の子どもの本の質量ともに優れた歴史がある。これらの資料の保存と研究を行うことなしに、我が国の子どもの文化や教育の発展は望むべくもない。また当面する子どもをめぐる諸課題や子どもの読書習慣、読書力の低下などの問題を究明することも困難である。

ここに国立国会図書館がその総力をあげて、我が国の子どもの文化にかかわる資料の収集と保存と研究のための礎となる子ども図書館を創設し、かつまた新しいメディアによる文化の創造を目指すことは、国内外の子どもの文化の発展に対して歴史的かつ文化的に計り知れぬ意義をもつこととなると確信する。

第1章 児童書の図書館設立の必要性

1. 児童書に係る総合的な施設の必要性

子どもの読書環境を考察する時、極めて重要な要素として図書館が果たしている役割に注目しなければならない。

我が国においては、児童サービスは各種図

書館の中で確実にその地歩を固めてきた。公共図書館2,200余館では、その殆どが児童サービスを実施している。また、我が国独自の発達を遂げた子ども文庫も5,000を超える活況を呈している。学校教育の場では、全国の学校図書館に司書教諭を配置する等の課題が残ってはいるものの、文部省の「学校図書館図書整備新五ヶ年計画」による資料の整備、専任職員の配置等、学校図書館の役割が重視されるようになってきた。さらに、特色あるコレクションや特別のサービス・機能を有する類縁機関の存在も見逃せない。図書館における児童サービスがこれほど発展してきた今日、子どもと本に関わる拠点をバックアップするナショナル・センターの設立は緊急の課題となった。

他方、子どもを対象にした資料（以下、児童書という）に目を転ずれば、旧来の形態での出版物も多彩になり、加えて、新しい映像媒体の普及には目をみはるものがあり、子どもと本の関わり方にも変化が生じている。このような状況の中で、児童書の出版や児童文学等に対して、幅広い関心が集まり、様々な研究が盛んになっている。この観点からすれば、十分な資料を備え、作家、画家、出版者、研究者等、児童書に関心を持つ全ての人の要求に応えられるナショナル・レベルの研究・資料センターの設立が必要である。

ナショナル・センターとしての施設では、まず第一に、児童書の網羅的な収集・保存の体制を確立することが重要である。子どもへの直接サービスを旨とする第一線の図書館では、児童書は子どもの利用を主たる目的として収集され、消耗品としての性格を余儀なくされることが多いからである。また、「研究・資料センター」として、児童書のみならず関連する研究資料が十分に整備されることも必須である。

その上で、この施設は、児童書に関連する様々な活動とこれに携わる人々を支援し、本を

通して子どもが過去を知り、現在を見つめ、未来を切り拓くことを可能にするための条件整備を行うという任務を負うことになる。

そのため、この施設は、子どもと児童書に関わる図書館員や専門家等の力を結集し、従来の図書館の枠にとらわれない総合的な施設として構想される必要がある。

2. 国立国会図書館支部上野図書館に「児童書等を一般公衆の利用に供するための施設」を設置する意義

(1) 国立国会図書館の機能と児童書

国立国会図書館は、「真理がわれらを自由にする」という確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として」設立された我が国唯一の国立図書館である。その理念に基づき、納本制度により国内出版物を網羅的に収集し、それら出版物の基本書誌データベースを作成し、それら出版物を保存・蓄積して国民に提供する責務を負っている。また、ナショナル・レベルでの外国資料の収集と提供や、各種図書館に対する協力と援助を行うことも重要な機能である。さらに、我が国を代表する図書館として国際的な図書館協力活動の中心的役割も果たしている。情報化社会の進展に伴い、国立国会図書館に寄せられる期待は大きく、近い将来、同館は関西館（仮称）の設立を機に、本館、関西館相まってその機能が格段に充実するものと期待されているところである。

こうした国立国会図書館の機能展開の中で児童書に関する図書館活動を展望すると、これまでは、国内出版物の収集と保存・蓄積、基本書誌の作成といった機能の一部が実現しているに留まり、その収蔵する児童書の活用も十分に行われてきたとは言い難い。今、改めて未来を担う子ども達に思いを致し、国立国会図書館の本来の使命に立ち返るならば、同館の機能が、国民としての子どもと児童書にも等

しく及ばなければならないことは明らかである。

一方、前節においてその設立の必要性が明らかにされた児童書に係る総合的な施設を、その基本的機能に即してとらえれば、それはまさに国立国会図書館の本来の機能の中に包摂されるものである。従って、今般この施設を、国立国会図書館に「児童書等を一般公衆の利用に供するための施設」として設置することは、極めて合理的であり、かつ時宜に適ったことといえる。

(2)「児童書等を一般公衆の利用に供するための施設」を支部上野図書館に設置する意義

昨年、国立国会図書館法第22条が改正されたことにより、旧帝国図書館以来の歴史を有する同館支部上野図書館は、同館の恒久的な施設として重要なサービス・ポイントと位置付けられることになった。今後は、本館、関西館と併せて有機的な機能連関を図りつつ、国立国会図書館全休としての機能強化・充実を図っていくことになろう。

国立国会図書館に設置する「児童書等を一般公衆の利用に供するための施設」においては、特に児童書及びその関連資料という特定の図書館資料群をそのサービスの基盤とし、利用者の一部として子どもをも想定する必要がある。そのため、児童書及びその関連資料と子どもを含むその利用者を、より効果的に結びつけることができるようにサービス・ポイントを本館から分離し、図書館サービスの集中を緩和し重点的な整備をすることは、国立国会図書館全休としての機能強化が図られるというメリットがある。

また、支部上野図書館がある上野公園は、博物館、美術館、文化会館、動物園等の社会教育施設が一つの文化ゾーンを形成し、文化の発信拠点としての再整備が進められていることに照らせば、かかる施設の設置は新たな文化の発信拠点を加えることになり、その意義は大きいといえよう。

このような状況を勘案すれば、「児童書等を一般公衆の利用に供するための施設」を設置する場所としては、支部上野図書館がふさわしいと判断できる。

## 第2章 「児童書等を一般公衆の利用に供するための施設」に期待される機能

児童書に係る総合的な施設として国立国会図書館支部上野図書館に設置する「児童書等を一般公衆の利用に供するための施設」が所管すべき資料、及びその資料を基盤として果たすべき機能は以下のとおりである。

### 1. 所管すべき資料

国立国会図書館の蔵書には児童書及び関連資料が含まれているが、今後は本施設の機能にも配慮した一層の資料の充実が望まれるところである。

本施設は、次節以降に述べる機能を果たすため、国立国会図書館が現に収蔵し、かつ今後収集する内外の児童書及び関連資料を幅広く所管する。

「子ども・児童」の範囲は、中学生以下の年齢層と考えられることが多いが、児童書の範囲としてはやや幅広くとらえて、中学・高校生を主たる読者として出版されるヤングアダルト資料群等についてもこれを含める。

児童書のうち、国内刊行のものについては、国立国会図書館法に規定された納本制度に基づき、図書、逐次刊行物、コミック、映像、音楽資料、ニューメディア資料等の、あらゆる出版物を網羅的に収集する。このうち、重要性の高い資料については、購入や寄贈等の手段を通じて、複数部数の確保に可能な限り努める。国立国会図書館が所蔵していない既刊資料については、古書の購入、寄贈・寄託コレクションの受入、他機関所蔵資料のメディア変換等を通じて、その拡充に努める。

外国の児童書については、購入、寄贈、国際

交換等の手段によって、基本的・基礎的な出版物の収集に努める。特に、アジア地域の出版物については、重点的な収集を図る。また、国内で翻訳された出版物の原書を収集する。

関連資料としては、子どもや児童書を対象とした内外の研究資料と出版物以外の資料等が想定されるが、前者については、国内刊行資料は網羅的に、外国の資料についても重点的な収集に努める。後者の出版物以外の資料では、子どもの生活記録や絵本の原画等を含む原資料が想定されるが、これらについても十分配慮する必要がある。

また、資料の収集にあたっては、外部の専門家の意見を反映させて資料の充実を図れるような体制を作るとともに、全国的な協力体制を確立することが望ましい。

## 2. 研究・資料センターとしての機能

児童書や読書、さらには、子どもの文化に関わる研究・資料センターとして、研究者、教育関係者、親等の多様な活動を支援することが、国レベルの役割として期待され、本施設が第一義的に担うべき機能と位置付けられる。この機能を果たすために必要と想定される業務及びサービスには、以下のものがある。

まず、第1節で述べた資料群の収集と保存に基づく情報資源の蓄積は、「研究・資料センター」の根幹をなす機能であり、また、様々なサービスの基盤に位置付けられるものである。現在の国立国会図書館法による法定納本に加えて、資料収集のための十分な予算的措置が講じられ、抜本的整備が図られるとともに、保存環境の整備やメディア変換等により、資源の恒久的な利用が保証される必要がある。

次に、所蔵資料や関連する情報の提供サービスの充実が重要課題となる。本施設への直接来館による利用に加え、情報資源の電子化やネットワークによる情報提供を活用した非来館型サービスを拡充して、国内外への情報発信の拠

点としての役割を担うことが期待される。そのためには、資料の相互貸借、複写サービス、レファレンスサービス等の基盤となるべき、所蔵資料の書誌的情報や原資料そのもののデータベース化、関連機関の所蔵資料の情報を結ぶ総合目録の構築、研究支援データベースの整備等が必要である。

また、「研究・資料センター」としての機能を充実させるため、研究的機能を併せ持つことが望まれる。基礎的・基盤的な情報資源の整備や研究者支援サービスに培われた専門性の高い活動が期待される。その実現を図るため、専門的知識や経験を持つ司書の採用、受託研究員・研修生制度を活用した研究機能の充実、さらに、研究開発の支援等の施策が必要である。

## 3. 「図書館の図書館」としての機能

ナショナル・レベルの活動として期待される機能のうち、国内の「図書館の図書館」としての、第一線の児童サービスを支援する機能、例えば、資料の貸出、複写サービス、レファレンス協力等の活動は、国際的な窓口機能等も含め国立の施設に求められる基本的役割と位置付けられる。

第一線の活動の支援には、上記の「研究・資料センター」としての資料・情報提供面での援助の他に、公共図書館や学校図書館、文庫等の第一線サービスに携わる専門家への支援が重要である。特に、研修生の受入、セミナーやシンポジウム、講演会の開催といった様々な形での活動を行うことが必要である。

## 4. 子どもへのサービスのあり方

子どもと図書館との関わりにおいては、子どもの生活圏にある公共図書館、学校図書館、文庫が充実したサービスを提供することが肝要である。従って、子どもに対するサービスについても、本施設には、国立の施設として当然これら第一線の図書館とは異なるサービスのあり

方が要求されるのであり、第一線の図書館サービスを実りあるものにするためにこそ、その活動が存在するのだから。

国立の施設で子どもへの直接サービスは不要であるという議論もあるが、児童書をそのサービスの基盤とし、子どもに深く関わるテーマをその活動の中心に掲げるこの施設は、やはり子どもが利用できる図書館として構想される必要がある。

一方、「研究・資料センター」として、また、子どもにサービスする第一線の図書館の活動を支援する立場から、児童サービスの実践の場を持つべきとの考え方も根強くあるが、当面この施設として実現できることには限界があることも否めない。この点については、むしろ、本施設の職員が外部の機関で実践の経験を積む、あるいは、外部からそのような経験を有する人材を職員として採用する等で当面の対応を図ることとし、将来は、この施設においても何らかの工夫、方策により実践の場を設けることを検討する必要がある。

子どもが利用できる図書館としては、例えば、子どもが資料に直接触れる機会となるような利用サービス、端末機器や映像設備をも活用した展示・見学サービス、訪問学級その他の催し物の開催等、子どもが本とふれあう出会いの場として機能することを目指すものとする。

さらに大切なこととして、直接この施設に来館できないより多くの全国の子どもにも等しくサービスを受ける機会を保障するため、かつまた、この施設の持つ資料や情報を有効に活用するためにも、各地の図書館とのネットワークを実現し、電子図書館の機能を活用しての子どもへのサービスの充実を目標として掲げたい。

#### 5. 関係諸機関との連携・協力

「研究・資料センター」として、あるいは、第

一線の図書館を支援する国の図書館としての機能を果たす上で、関係する内外の諸機関との連携・協力を進めることは、本施設のセンターの機能を強化する立場からだけでなく、関係機関相互の調整を図り、資源の共有化を進めて、児童書や読書のより望ましい環境整備を図る上でも資するところが大きいものと期待される。

先行する国内の類縁機関としては、1984年に開設された「大阪府立国際児童文学館」の果たしている役割は大きい。本施設では、前記の様々な機能を果たすため同館との連携・協力を努め、さらに機能を充実していけるような体制を確立することが望まれる。この他、「都立日比谷図書館児童資料室」等の中核的サービス機関、「東京子ども図書館」等の専門類縁機関や大学等との連携・協力を努め、これら機関を結ぶ協力ネットワークを構築して、総合目録の整備、資料や情報の交換・提供、職員の研修、国際的役割の分担等を進める必要がある。このようなネットワーク協力を進めその調整を図るため、本施設を中心に関係諸機関の代表者による運営委員会等を組織し、協力基盤の形成に努める必要がある。

また、国際的な協力活動の面では、ナショナル・センターとしてユネスコ、国際図書館連盟（IFLA）等の関連国際機関との連携・協力のほか海外の類縁機関との情報・資料の交換や人的交流等を進めることが望まれる。

### 第3章 機能実現のための重要課題

本施設が前章で述べた機能を十分に果たすためには、種々の課題があり、機能の実現は段階的に行われていくことになろうが、電子図書館化の導入と国際的な役割については、機能実現のための重要な課題として取り組むべきである。

#### 1. 電子図書館化の推進

情報通信技術のめざましい発達がもたらした

高度情報化社会にあって、図書館を取り巻く状況は急激に変化している。図書館は新たな情報通信環境に適合した機能を備え、利用者の新しい情報ニーズに的確に応じられる体制を構築する必要が生じている。整備が進められている国内外の情報通信基盤を基礎に、図書館は、「電子図書館」という仕組みを通じてデジタル対応型、各種メディア対応型、国際化対応型図書館としてさらにその機能を強化していかねばならない。

子どもや児童書を取り巻く状況も、そのような変化と無関係ではありえない。映像メディアやコンピュータの普及に伴い、子どもが活字メディア以外のメディアに触れる機会が多くなり、子どもの文化にも変質がもたらされている。子ども達は、活字以外のメディアに親しみ、電子メディアによるコミュニケーションの拡大やネットワーク環境、マルチメディアの認識の世界のなかで、従来の「ことば」の文化の枠を拡げる可能性を秘めながら生活しているのである。

このような状況のなかで、本施設に電子図書館のシステムを導入することは、時代の必然的な要請であるとともに、図書館が環境の変化に対応し積極的なサービスを展開していく上で必要な措置である。こういった観点から、本調査会では、電子図書館の導入について検討することとし、調査会のもとに専門委員会を設置した。専門委員会は電子図書館化構想の策定にあたり、民間の調査機関の協力を得、本調査会の審議も経て、これを『児童書の図書館（仮称）の電子図書館化に関する調査報告書』（別添）としてとりまとめた。

本構想においては、電子図書館の機能は、書誌情報データベースの構築や資料の電子化等の基盤整備、研究者・一般利用者の支援、子ども文化育成環境の構築という3つの基本的方向性を持つこととしている。そして、

支部上野図書館における具体的展開案としては、電子図書館のサービス開始時までを3段階に分けて段階的に整備するものとし、第1段階を実験的なパイロット・プロジェクトと位置付けている。

本施設の電子図書館化にあたっては、専門委員会による検討の結果を踏まえ、基盤整備に最重点を置き、速やかに必要な条件整備を行ってその実現を図っていくことを提案する。また、研究者・一般利用者支援システムの開発の速やかな着手も必要である。子ども文化育成環境の構築の部分については、マルチメディア検索システムの構築に、障害児向けシステムのようにその可能性に期待できるものがある。映像システムの構築については、視覚中心の映像メディア偏重が子どもの活字離れを助長することのないよう、子どもと本との関係や映像と人間との親和性に十分配慮することが必要である。

電子図書館化のメリットは、原資料の電子化により保存と流通の促進が図れること、ネットワーク化により情報の相互利用が容易になること、国際的発信・受信が容易になり国際化に資すること、出版や子どもの文化への寄与等枚挙にいとまがない。電子図書館化は、資料と子どもや児童書の研究者を結び付けるための有効な手段として機能し、またマルチメディアや情報ネットワーク化を通じて、子ども達の未来への可能性を拡げるものである。

## 2. 国際的役割における課題

本施設には、我が国を代表する図書館として、児童書に関する国際的な図書館活動を推進し、子どもの文化の領域で国際貢献を果たすことが期待されている。

そのため本施設は、ナショナル・センターとして、海外の類縁機関等との相互協力関係を樹立し、資料の国際交換、国際的利用（相互貸借や複写サービス、電子図書館機能を

利用した情報サービス等)、国際的な書誌活動に対する協力、研修生の受入や派遣を含めた人的交流を推進することが必要である。また、本施設の図書館活動が軌道に乗った段階では、国際図書館連盟(IFLA)の児童書関連部会やユネスコ等の児童書関連の国際機関に対する協力や児童書及び児童書の図書館に係る国際会議への積極的な関与が要請されるところとなる。

未来を担う世界の子ども達の相互理解、健全な成長に資するため、本施設が中心となって世界の図書館のネットワークを構築し、図書館協力活動を推進することが必要である。

発展途上国の多いアジア地域では、児童書や子どもの読書をめぐる状況は非常に厳しいものがある。また、アジアで発行される児童書が、アジアのなかで相互に利用される手立てがなく、子どもが本を通じて異文化に触れ理解を深めることが困難な状況にある。本施設がアジアの児童書センターとして、アジアで発行される児童書を積極的に収集し、これをアジアひいては世界の利用者に対して提供することができれば、アジアの国々に対する文化的な貢献となるであろう。

#### 第4章 当該施設の組織・運営等

本施設は、国立国会図書館を構成する専門的機能をもつ組織として、同館支部上野図書館に設置される。名称は、その期待される機能に鑑み「国立国際子ども図書館」が望ましい。

本施設に期待される機能の実現のためには、国立国会図書館内部での業務の効率化や合理的な体制の確立とともに、関係諸機関や外部の専門家達の経験や能力を結集することが必要である。また、本施設は、子どもと本をとりまく状況の変化や情報通信技術の発達等による図書館の変容に応じて、その機能をいかに発揮で

きるように柔軟な考え方のもとに運営されなければならない。

本施設の業務のうち、資料の収集、整理、保管、利用、データベースの作成等の図書館の基盤業務については同館がこれを実施する。

運営に関しては、他の類縁機関との人的交流のもつ意味は、極めて重要である。児童書及び児童書サービスの経験・専門知識を有する職員や非常勤職員の採用、類縁機関への職員の出向・研修等の人的交流を進め、実践的な図書館サービスによって培われた活力の注入を積極的に行い、本施設の図書館サービスを血の通ったものとする努力が必要である。

組織のあり方とも関連する本施設と研究機能の関係については、本施設が豊富な資料を備えた「研究・資料センター」として機能することから、当然研究的機能を併せもつことが想定される。しかし、このことは必ずしも本施設が研究そのものを行う機関となることではなく、資料や情報あるいは高度な専門知識を有する職員による研究者及びその研究の支援という形で実現することが考えられる。先に述べた受託研究員・研修生や研究員の委嘱等の制度の活用も有効である。そして、本施設が国立図書館としての活動を通じて得られた研究の成果を発信して行くことが重要となる。

施設については、図書館史上の記念碑である支部上野図書館庁舎を活用し、新しい機能に適した施設として改修することが必要である。同館の主要な部分は明治時代の建物であるので、現在実施されている構造調査の結果を尊重し、特に安全性に配慮しなくてはならない。いずれにしても、将来の施設整備計画を速やかに検討し、施設基本計画を策定する必要がある。

基本計画の検討にあたっては、先ず資料の保存環境の改善、書庫の拡張、展示・研修・会議等の施設整備等を念頭に、子どもの利用も想

定した施設構成を考慮しなくてはならない。また、障害者(児)対応施設として改善すべき所を速やかに改修することは、公共施設として当然の措置である。さらに、電子図書館化に向けた、施設のインテリジェント化を併せて準備する必要がある。

## 結び

戦後 50 年の間に驚異的な経済成長を遂げた我が国にとって、今後の課題は、社会資本を整備し文化的な事業の推進により、物心両面における調和のとれた国民生活の向上に努めるとともに、国際的な文化交流を通じて恒久的な世界平和に貢献することであろう。とりわけ、未来を担う子どもの文化・教育・福祉については、最重点の施策が講じられなくてはならない。その意味で、本施設の設置は誠に時宜を得た計画であり、子どものための最も基盤的な施設として期待されるものである。

海外の先進諸国においては、アメリカ合衆国の「米国議会図書館児童書センター」やフランスの「国立児童図書センター」、あるいはドイツの「国際児童図書館」、スイスの「国立児童文学研究所」等、ナショナル・レベルで国内外の子ども達や児童書の関係者に対するサービスを積極的に展開している図書館の例がいくつもみられる。「児童の権利に関する条約」を批准した我が国においても、そのような施設をもち、国の内外の期待に応えていくべきである。

本答申は、国立国会図書館支部上野図書館に「児童書等を一般公衆の利用に供するための施設」を設置すること及びこの施設に期待される機能や、その実現の課題、当該施設の組織・運営等についてまとめたものである。その重要性和緊急性に鑑み、国立国会図書館が本答申に沿い、できる限り速やかにその実現に向けて取り組まれることを強く望みたい。

本施設の設置及びその運営にあたっては、関係各方面の協力を得ることはもとより、職員体制ならびに予算等の条件整備を十分に行う必要がある。そのための不断の努力を積み重ねつつ、本施設を段階的に整備していくことにより、本施設が子どもの文化育成にとって真に有効に機能するものとなるよう期待したい。

## 委員名簿（平成 7 年 11 月 17 日現在）

### （会 長）

栗原 均 日本図書館協会理事長

### （同代理）

松居 直 福音館書店会長

赤星 隆子 図書館情報大学教授

猪熊 葉子 日本国際児童図書評議会会長  
白百合女子大学教授

笠原 良郎 全国学校図書館協議会専務理事

小峰 紀雄 日本児童図書出版協会会長  
小峰書店社長

坂元 弘直 国立科学博物館館長  
前文部事務次官

塩見 昇 大阪教育大学教授  
日本図書館研究会理事長

須田 寛 東海旅客鉄道会長  
中部経済連合会副会長

棟上 昭男 情報処理振興事業協会理事長  
中多 泰子 大正大学助教授

元東京都立中央図書館整理課長

福原 義春 資生堂社長  
企業メセナ協議会理事長

前田 完治 日本電子出版協会会長  
三修社社長

松岡 享子 東京子ども図書館理事長

向川 幹雄 兵庫教育大学教授



## 大阪国際児童文学館理事

(資料)

諮問文

(諮問)

国立国会図書館支部上野図書館に児童書等を一般公衆の利用に供するための施設を設置すること並びに当該施設の組織、運営等及び当該施設の所管すべき児童書等に関する基本的事項について、貴調査会の意見を求める。

(説明)

国立国会図書館は、国立国会図書館法の規定に基づき、納本制度を基礎とした国内出版物の網羅的収集と外国出版物の選択的収集により、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門、及び国民に対し種々の図書館サービスを提供している。

この図書館サービスの基盤を形成する収蔵資料には児童書及びその関連資料も含まれている。かねてより子どもに対する図書館サービスに携わる人々や子どもの本に係わる専門家からは、この分野での当館の機能の充実が要望されてきたところである。また、昨今は、特に子どもの読書環境整備の重要性に鑑み、国立レベルの児童書の図書館の設立を要望する声も各界からあがっている。

一方、平成6年7月の国立国会図書館法の改正に伴い、支部上野図書館は、本館及び現在計画中の関西館(仮称)と併せて当館の重要なサービス拠点と位置付けられるようになった。

このような状況を踏まえ、当館の使命を十全に果たすため、当館では支部上野図書館の将来計画の一環として、児童書等の利用に係る施設を設置することを検討しており、そのための指針を得ることとしたい。

審議経過

(省略)

児童書の電子図書館化構想専門委員会

(審議経過)(委員名簿)

(省略)

「児童書の図書館」(仮称)の電子図書館化に関する調査報告書(1995年10月)

(省略)